

## 御連絡

2021年5月31日

〒105-0001

東京都港区虎ノ門5丁目1番5号メトロシティ神谷町5階

東京神谷町綜合法律事務所

株式会社 Libeiro 代理人

弁護士 成 眞海 先生

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏 (弁護士)

〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電話 075-211-5920

FAX 075-746-5207

(担当) 事務局長 増田朋記 (弁護士)

冠省 当団体からの2021年4月30日付回答書の内容を受け、貴方から、一定回数  
の購入が必要となる定期購入の販売はしない方向で表示を修正された旨の御連絡を  
いただきました。

ご連絡いただいた表示内容では、当方が2021年2月26日付差止請求書により停  
止を求めていた表示自体については一定の変更をいただいたものと考えます。

しかし、当初の表示とは別個の問題とはなるものの、新しい表示のもとで解約が可能  
となるのは商品受取後、発送日から10営業日以内という極めて限定された期間のみと  
されているため、消費者が初回980円のみで終了すると誤認し、2回目の商品を受け  
取って誤認に気づいた時点では、もはや解約可能な期間を経過し、意図せずさらに64  
80円を負担しなければならないという事態が生じる可能性が大いに懸念されます。

当初の差止請求とは別途に、この点についても表示や契約のあり方を改善いただきま  
すよう申入れさせていただきます。

草々